

三鷹市居宅介護支援事業所等人財育成支援事業補助金交付要綱

令和6年4月13日

施行

(目的)

第1条 この要綱は、三鷹市内に所在する居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所（地域包括支援センターを含む。以下同じ）に勤務する介護支援専門員及び主任介護支援専門員が、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言及び指導その他介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的として行われる研修に係る経費に対して補助金を交付することにより、居宅介護支援事業所等における人財の育成を図り、もって市民に質の高いケアマネジメントを提供することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護事業者 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者であって、三鷹市介護保険事業者連絡協議会規約（平成12年9月19日制定）第1条に規定する三鷹市介護保険事業者連絡協議会に所属しているものをいう。
- (2) 居宅介護支援事業所等 介護事業者が運営し、三鷹市内に所在する居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所をいう。
- (3) 主任介護支援専門員研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の68第1項第1号に基づき、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員を対象として行われる研修をいう。
- (4) 主任介護支援専門員更新研修 施行規則第140条の68第1項第2号に基づき、主任介護支援専門員を対象として行われる研修をいう。
- (5) 職員 居宅介護支援事業所等を運営する介護事業者に直接雇用される者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修（以下「主任介護支援専門員研修等」という。）を受講した職員のうち、別表に定める区分ごとに同表に定める補助要件を満たす者（以下「補助対象者（本人）」という。）
- (2) 補助対象者（本人）に係る次条に規定する補助対象経費を負担した介護事業者（以下「補助対象者（介護事業者）」という。）

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象とする経費は、別表に定める額であって、補助対象者が負担した額とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、別表に定める補助対象経費ごとに同表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条に規定する経費に対して同種の補助金の交付を受けることができる場合には、同表に定める額から当該同種の補助金の額として見込まれる額を差し引いて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者(本人)が補助金の交付を受けようとするときは、三鷹市居宅介護支援事業所等人財育成支援事業補助金交付申請書兼請求書(本人用)(様式第1号)に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 補助対象者(介護事業者)が補助金の交付を受けようとするときは、三鷹市居宅介護支援事業所等人財育成支援事業補助金交付申請書(介護事業者用)(様式第2号)及び三鷹市居宅介護支援事業所等人財育成支援事業補助金交付申請対象者個票(様式第3号)に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請が、同一の案件である場合には、補助対象者(本人)又は補助対象者(介護事業者)のいずれか一方が申請できるものとし、重複した申請をしてはならない。ただし、負担した補助対象経費が異なる場合には、それぞれが負担した補助対象経費の範囲内で申請できるものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、三鷹市居宅介護支援事業所等人財育成支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、補助金を交付しないことと決定したときは三鷹市居宅介護支援事業所等人財育成支援事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知する。

2 前項の補助金の交付の決定に通常要する標準的な期間は、14日とする。

3 市長は、補助金の交付の決定に当たって、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第8条 補助対象者(介護事業者)は、補助金の交付の決定を受けたときは、市長に請求書を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(調査等)

第9条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、当該補助対象者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(書類の保存)

第 10 条 補助金の交付を受けた補助対象者は、当該補助金に係る収入及び支出を記載した帳簿並びに領収証を補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(消費税等に係る税額控除の報告)

第 11 条 補助対象者(介護事業者)は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書(様式第 6 号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、補助対象者(介護事業者)が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき市長に報告しなければならない。

3 前 2 項の規定により市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(交付決定の取消し)

第 12 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付に係る決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該補助対象者に三鷹市居宅介護支援事業所等人財育成支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第 7 号)により通知する。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第 14 条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、当該補助対象者にその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を納付させなければならない。

2 市長は、補助金の返還を命じた場合において、当該補助対象者がこれを期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を納付させなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第 15 条 前条第 1 項の規定により市長が違約加算金の納付を命じた場合において、当該補助対象者の納付した金額が、返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に優先的に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 16 条 第 14 条第 2 項の規定により市長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助金等の一時停止等)

第 17 条 市長は、補助金の返還を命じられた当該補助対象者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その当該補助対象者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 13 日から施行する。

別表（第3条―第5条関係）

区分	補助要件	補助対象経費	補助金の交付額
主任介護支援専門員研修	<p>次の要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 交付申請日時点において、主任介護支援専門員研修修了証明書の交付後1年以内であって、かつ、同日時点で3月以上、同一法人が運営する居宅介護支援事業所等で三鷹市の被保険者のケアマネジメント業務に従事していること。</p> <p>イ 東京都主任介護支援専門員研修事業における三鷹市事務処理要綱（平成24年12月1日施行）に基づく推薦を受けていること。</p>	主任介護支援専門員研修の受講料	補助対象経費の実支出額
主任介護支援専門員更新研修	<p>次の要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 交付申請日時点において、主任介護支援専門員更新研修修了後1年以内であって、かつ、同日時点で3月以上、居宅介護支援事業所等で三鷹市の被保険者のケアマネジメント業務に従事していること。</p> <p>イ 三鷹市における主任介護支援専門員更新研修推薦方針（平成29年2月14日決定）に基づく推薦を受けていること。</p> <p>ウ 交付申請日前3月の居宅介護支援又は介護予防支援の実務において担当する利用者の人数が月平均10人以上であって、かつ、三鷹市の被保険者の割合が2分の1以上であること。</p> <p>エ 補助金の交付決定後、2年以上、同一法人が運営する居宅介護支援事業所等で三鷹市の被保険者のケアマネジメント業務に従事することが見込まれること。</p>	主任介護支援専門員更新研修の受講料（介護支援専門員証交付手数料を含む。）	